



委託先の火事の対応策

質 問

- ①相談者：製造メーカー
- ②相談案件：委託先の火事の対応策
- ③相談内容：処理委託先の処理施設が火災に罹災し受入れ不能。
 - ・許可が取消となるか。
 - ・復旧中の委託処理方法は？

回 答

処理業者側に重大な過失がない限り処理業の許可が取り消されることはない。

復旧工事中は、短期間であれば「やむを得ない事情」として再委託基準により他の処理施設に搬入か、又は他の受入れ処理業者と新たに契約し処理委託すること。

火災にあった処理業者は事故報告書を施設許可の受けた都（県、市）に提出することが義務付けられており、その報告書の写しを入手すること。（「やむを得ない事情」の証明）

